

畜舎建築特例法に係る手数料早見表

R5年5月 園芸畜産課

特例畜舎等（床面積3,000㎡以下の畜舎等）の審査手数料

認定申請時の審査（法第3条第1項の認定に係る審査）	¥8,100
変更認定申請時の審査（法第4条第1項の認定に係る審査）	¥4,300

床面積3,000㎡超の畜舎等の審査手数料

◇指定確認検査機関により技術基準の事前審査を受けた場合

認定申請時の審査（法第3条第1項の認定に係る審査）	¥8,100
変更認定申請時の審査（法第4条第1項の認定に係る審査）	¥4,300

◇指定確認検査機関により技術基準の事前審査を受けていない場合

区 分	床面積	金 額
認定申請時の審査 （法第3条第1項の認定に係る審査）	$3,000\text{m}^2 < A$	¥210,000
変更認定申請時の審査 （法第4条第1項の認定に係る審査）	$n \leq 30\text{m}^2$	¥14,000
	$30\text{m}^2 < n \leq 100\text{m}^2$	¥20,000
	$100\text{m}^2 < n \leq 200\text{m}^2$	¥31,000
	$200\text{m}^2 < n \leq 500\text{m}^2$	¥54,000
	$500\text{m}^2 < n \leq 1,000\text{m}^2$	¥71,000
	$1,000\text{m}^2 < n \leq 2,000\text{m}^2$	¥100,000
	$2,000\text{m}^2 < n$	¥210,000

※計画変更の場合（下記の場合を除く）は、変更に係る部分の床面積の1/2（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）を手数料の算定床面積とする。

※特例畜舎等が変更により3,000㎡を超える場合は、畜舎等全体の床面積を手数料の算定床面積とする。

その他認定等申請手数料

仮使用認定（法第6条第2項）	¥120,000
畜舎等の敷地と道路との関係の建築認定（省令第48条第2項）	¥28,000
認定畜舎等の譲渡認可（法第10条第1項）	¥8,100
法人の合併に伴う承継の認可（法第10条第2項）	¥8,100
法人の分割に伴う承継の認可（法第10条第3項）	¥8,100